名

医

称療

所

在

機

関 地

> 廃 止

年

月

日

成

指定医療

Щ

公告

産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請 (廃棄物・リサイクル対策課) .....

П

目

次

南環境保健所及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。 査の結果を記載した書類は、平成十九年三月二日から同年四月二日までの間、

山口県知事

\_

井

関

成

平成十九年三月二日

項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

当該申請書及び当該設置をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調

山口県周

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条第一

	_	— · — 山		_	_
(	<u>.</u>	金曜	¥ E	Ξ	`
	3	月	2	E	3
1	-	יארו	1.	_	-

平成 19 年 1県告示第九十五号

平成十九年三月二日	機関から次のとおり医療機関発行為に関する工事の完了(建築指導課)		大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	の締結 (情報企画課) 発由の締結 (情報企画課) 発由 - 四 産業廃棄物処理施	の位置の指定 ( 建築指導課 ) 焼却施設		の区域の変更 ( 道路整備課 )	生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)	生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出 ( 厚政課 )	生活保護法の規定に基づく施術者の指定 (厚政課)	生):   化言):   (1)   (1)   (2)   (3)   (4)
月二日 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	3り医療機関を廃止した旨の届出があった。2和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、 <b>八十六号</b>			2理施設において処理する産業廃棄物の種類		理施設の種類	2四五五五番四八	理施設の設置の場所	1 土屋 隆	所 周南市開成町四五六〇番地	利 写的 机氧化剂

称療

機

関

山口県知事

=

井

関

成

中 村

太郎

院有限会社中村整骨

萩市大字唐樋町六九の一〇

平成一八、

医療法人社団藤野内科 ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 藤井内科小児科 多田クリニック えさき内科クリニック 越智医院 山口県告示第九十七号 錦見薬局 近藤医院 西川医院 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、 周南市五月町六番五号 光市島田一丁目一番二一号 岩国市美和町佐坂三七〇の 山口市吉敷三九六六の一 宇部市寿町一丁目三番三〇号 岩国市錦見五丁目一六番一四号 助田町六番二号 大字西岐波三二五の 平成一八、一〇、三一 11 11 " 11 11 医療扶助の <u>\_</u> 11 11 11 \_ Ξ  $\equiv$ Ξ

平成十九年三月二日

宇部市寿町一丁目三番三三号 大字西岐波三二五の一 大字東岐波二一二九の 地 平成一九 平成一八、 指 定 年 月 日

岩国市美和町佐坂三七〇の一 平成一九、 平成一八、 Ó 11

防府市大字植松五五九の一

周東町下久原二四八〇の

平成一八、

11

山口市吉敷三九六六の一

光市島田一丁目一番二一号 萩市大字椿東一〇六八の三 平成一九、 " 11

号 # 岩国市周東町下久原二四八〇の一 今津町三丁目|五番九-| " 11

믁 # 錦見一丁目一三番一一一二 平成一八、 \_

"

多田

良和

目光 一市 番島 二田

11 11

山口県告示第九十八号

ニング トータルプラン ラン

番二七号防府市自力町三

つばさ き返の街訪問表

番二七号的府市自力町三

平 成 二 九

名 称 主たる事務所名 非定 訪問 看護事業者等

名 称 所

所 ショ

在 ン 地 等

指定年月日

た。 十九条の規定により、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十五条において準用する同法第四 医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定し

平成十九年三月二日

中島 氏施 名術 者 の 徹 骨院中島はり灸院・整 名 施 称 宇部市大字西岐波一〇一三 所術 在 山口県知事 所 地 平 成 = 指 九 定 井 年 関 月 一、 成

日

八

山口県告示第九十九号

の届出があった。 る同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用す

平成十九年三月二日

称名又は名 定 介 のた住事 所る所 在事又 地務は 所主 名居 宅 称介

護

山口県知事

井

関

成

所事

在業

地所

種事 類業 の

廃止年月日

号丁 ク田クリニッ 号丁

目光 一市 番島 二一 指養居 導管宅 理療 平成 二八 二八 三

ランニタ トータ ルプ が プ 三番二七号 町 楽ス模自 部ひ多遊 だ機の ま能街 り八井 倶ウ規 三 番 11 一 七自 号力 町

"

平成

二九

### Ш |口県告示第百 号

Ξ

介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二 第 項の規定により、

平成十九年三月|

成

名居

宅 介 称護

支

名居

宅

介

支

事

山口県知

事

井

関

成

称護

所援

在業

地所

指定年月日

ディカルサポー有限会社岩国 ニング トータルプラン有限会社K・S 株式会社里 七四岩号丁国 番二七号 防府市自力町 九五七 周南市大字夏切 の主援 所在地事業者 五七番三 町 事業所かえでト居宅介護支援を対対は一 り自 相遊 株式会社里 談の 室街風 の 便 九周 五南 七市 |四岩 |丁国 号目市 番防 上府 七市 号力町三 五九番五 大字夏切 **开町** 平 成 平 成 平 成 二九 二九 九七 11

### 口県告示第百日 号

11

Ш

11

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二 第一 項 の規定により、

平成十九年三月

山口県

知

事

井

関

成

11

11

11 11 称名又は名の護子 ヤ有限会社ヨシ ス有へ限 ルパーとセ 防 の岐宇 三波 五二二 二二 大字 三 ·Ш のた住事 所る所 在事又 地務は 所主 五二市 の地 四西 三堀 スヘルパー 有限会社ミセ ヨシヤ 名介 護 徳 地 称予 防 の岐宇 三波部 所事 五買 二市 在業 一九の世 地所 四西 三堀 介防介 護訪護 種事 類業 問予 0 平 成 平成一 指定年月日 −九 四八

成波五二二字部市大字|

四西

11

### 六六〇六の萩市大字紫河 番町熊 九中毛 号令防 の岐宇 番 町府 号中郡 市 一 七自 号力 番東 南田 一布 八施 町 宅能模防介 介型多小護 護居機規予 介防介 護通護 所予 11 11 11 平 成 平 成 成 成 一九 // 11 11 11

### Ш 口県告示第百四号

の供用を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一 項 の規定により、 次のとおり道

て 般の縦覧に供する。 の関係図面は、 平成十九年三月二日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

平成十九年三月|

山口県知 事 井 関 成

下松鹿野線道	路線名
同市 同大字字小井手六周南市大字須々万本郷字	供用
八七四の二地先まで子新川一二〇二の一	開始の
地先から	区間
平成十九年三月三	供用開始の期日

### Ш **「口県告示第百五号**

項

の

規定により、

次のとおり

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一 号 第四十二条第一項第五号に規定する道路

兀

山口県知

事

井

関

成

道防

一府

一六八四 六八四 台

"

11

11

11

平成十九年三月二日

一 七自 号力

看防介 護訪護 問予

11

道路

の種類 線 名

松鹿 道

野

線

町

平 成

目光

番島

二田

号丁

11

路

町の区域

X

市

11

11

11

11

<u>-</u>

地

最最 広狭

六三

〇五

間

新別

(メーの

ト 幅 し 員

(延 イ イ

ル長

備

考

シリリ防介 ョテハ訪護 ン ービ問予

11

11

11

11

11

先同二周先同の周及先同二

田四八七

最最 広狭

六七

 $\bigcirc$ 

三三七・

0

(号一 重の般 用道国 路

路道の区三

域四

旧

 $\overline{\circ}$ 地

地

新

最最

広狭

四一 八二 · ·

\_0

九五四

0

完了による。

理療防介 指養居護 導管宅予

の位置を次のとおり指定した。 その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十九年三月二日

山口県知事 = 井 関 成

八

契約担当者

山口県知事

二井

関成

第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

及九四二田山 びの八地四陽	地
四二三先七小 八、八並四野 三四のび八田	名
九八四にの市の四、字二大二三四下の字	及
地の八ノー小 先二三前部野 、八四及田 四の八び字	び
八五三四 八五三四 四、七七ノ 三四の四す	番
の八三八る五三、のめ	地
四:	幅
四・○~五・○	(メートル)
Ō	ル員
	延
五	(メートル)
五 · 五	トル長
二 二 四	(平方メー る土地の 動の敷
· 四 八	- h 耐 を な



### (九五) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十九年三月二日

山口県知事 = 井

関

成

事務を担当する課の名称及び所在地

地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一 号

Щ

契約に係る特定役務の名称及び数量 共用多機能端末機システム賃貸借業務

式

契約の相手方を決定した手続

Ξ

兀 契約の相手方を決定した日

平成十九年一月二十九日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号

六

一億二千九十五万五千九百四十五円

七 随意契約によることとした理由

# (九六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、

び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。 書及び収支予算書は、平成十九年三月三十日までの間、 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画 山口県環境生活部県民生活課及

平成十九年三月二日

山口県知事 = 井 関

成

申請のあった年月日

平成十九年一月三十日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人山口県アクティブシニア協会

表 者 の 氏 名 内 山

主たる事務所の所在地 周南市児玉町二丁目五番——四〇三号

# (九七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、

び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。 書及び収支予算書は、平成十九年四月十六日までの間、 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画 山口県環境生活部県民生活課及

平成十九年三月二日

山口県知事 = 井 関

成

平成十九年二月十六日 申請のあった年月日

 ,0						_		•	-11			(					
- 1 一級及び二級の技能検定	の表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。  技能検定は、次の1の表から3の表までの上欄に掲げる職種で、それぞれこれら、	技	山口県知事 二十二 関元 成一年成十九年三月二日	条第一項の規定により、平成十九年度前期実施技能検定試験を次のとおり実施します。	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四///\	「 ( <b>九九)</b> 平成十九年度前期実施技能検定試験の実施	特に配慮を求める事項はない。	二 意見の概要   「一 意見の概要   所在地 下関市梶栗町四丁目三番三三号	名 称 ジャスコ安岡店 大規模小売店舗の名称及び所在地	山口県知事、二、井、関、成	平成十九年三月二日	課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。	「見覚い売与浦と也去、F戈トF去聿育でトーラン育し香育一頁の見記により、 Ft   (九八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取		主たる事務所の所在地 大島郡周防大島町大字久賀四六〇二番地代 表 者 の 氏 名 東上 佳代	和 特定非営利活	<ul><li>申請こ系る持定非営利舌動去人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所生也</li></ul>
建	鉄	産	電	電	ダ	仕	I	建	鉄	金	放	機	金	造	園		]
設	道 車 両	業	気機	子機	イ		場	築		属プ	電	械	属		芸	職	
機	製製	車	器	器	カ	上				レ			熱				
械	造・	両	組	組	ス		板	板		ス	加	加	処		装	種	
整	整	整	立	立		الله الله			_	加一		_		æ	&/E	1=€	
備建設機械整備	備内機器できません。		て配電盤・制御盤組立て	て一電子機器組立て	トコールドチャンバダイカスト	げ、金田のは、一様、一様、一様、一様、一様、一様、一様、一様、一様、一様、一様、一様、一様、	金 打出し板金 曲げ板金	金 ダクト板金	工構造物鉄工製缶	工一金属プレス	1 ワイヤ放電加工 数値制御形彫り放電加工	工 マ数値制御が盤 コンティス盤	高周波・炎熱処理 漫炭・浸炭窒化・窒化処理 一般熱処理		飾 室内園芸装飾	試験科目	

П

県

報

Щ

平成19年3月2日 金曜日

(定期)

第 1833 号

_	平	成19	年3月	2 日	金曜	翟日	L	Ц	П		県		報		(定其	月)	ŝ	第 183	83 号	
	フ	広	塗	表	化	サ	熱	内	ß	5	畳	9	左	٤	石	プ	ED	建	家	婦
	ラ	告美			学	ッ	絶	*************************************	   기			1			材	ラス		具	具	人子
	ワ	術			-	シ	縁	上	,	`	製	ル			1/3	チッ		**	**	供
	1	仕			分	施	施	げ	旅	Đ		張			施	ク		製	製	服
	装飾	上げげ		装	析		I	施工	l	_	作	נו	官	び	エ	成 形	刷	作	作	製造
		広路			_			ボ鋼	プFシ	アウ		タイ	左官	とび						
	フラワー装飾	告面粘着シート仕上げ	面 塗塗 ペー装装	· 表身	化学分析	ビル用サッシ施工	保温保冷工事	ド仕上げ工事   1   1   1   1   1   1   1   1   1	プラスチック系末仕上げ工事ドRP防水工事	クリルゴム系塗膜防水工事レタンゴム系塗膜防水工事	畳製作	イル張り		υ	石張り	射出成形	オフセット印刷	木製建具手加工	家具手加工	婦人子供注文服製作
=		職種	3 単一等級の技能検定	フラワー装飾	塗	内装仕上げ施工	左	٤	電子機器組立て	機械保全	仕上	工場板	建築板		機械加工	金属熱処理	造	園芸芸	職種	2 三級の技能検定
_			疋	ණ  フ	装 金	ボ鋼プ	左官	びとび	て 電	全機	横機	金打曲	金内	マ数	エ 対平フ普	理 高浸一	園	節室		
t		試験科目		フラワー 装飾	金属塗装	ボード仕上げ工事鋼製下地工事		び	電子機器組立て	機械系保全	機械組立仕上げ	打出し板金曲げ板金	内外装板金	シニングセンタ	東京 東	周波・炎熱処理炭・浸炭窒化・窒化処理般熱処理	造園工事	室内園芸装飾	試験科目	

路面標示施工 平成十九年九月九日

### 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

### 受検資格

- る者であること。 和四十四年労働省令第二十四号。 一級の技能検定にあっては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭 以下「省令」という。)第六十四条の二に規定す
- であること。 二級の技能検定にあっては、 法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者
- であること。 三級の技能検定にあっては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者
- る者であること。 単一等級の技能検定にあっては、 法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定す

### 受検申請書の受付期間

月十三日までの消印のあるものは、 平成十九年四月三日 (火曜日) から同月十三日 (金曜日) 有効とする。 まで(郵送の場合は、

兀

## 受検申請書等の提出先

山口市中央四丁目三番六号 (郵便番号七五三-〇〇七四)

山口県職業能力開発協会

### 提出書類

- 受検申請書
- 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあっては、その資格を証する

### 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

- 学科試験にあっては、 三千百円
- ぞれこれらの表の下欄に掲げる額 実技試験にあっては、 次の1の表から4の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれ
- 一級及び二級の技能検定

婦人子供服製造	職
	種
	手
万三	数
万三千円	料

(日曜日)

げ フラワー装飾 プラワー装飾 というが 大き 塗装 広告美術仕上装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 化学分析 表装 塗装 広告美術仕上党ラスチック成形 石材施工 とび 左官 タイル張り 畳製作 防水施工 内業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 電気機器組立て 産気機会 工場板金 仕上げ ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 産気機器 工場板金 工場板金 は上げ ダイカスト 電子機器組立て 産気機器組立て 産気機器 金属熱処理 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄工 建園芸装飾 造園 金属熱処理 万五千七百円

2 三級の技能検定 (受検者が在校生である場合)

全 電子機器組立て とび 現芸装飾 造園 金属熱処理 職 左官の装仕上げ施工機械加工建築板金 塗装 フラワー装飾工場板金 仕上げ 種 機械保 手 万五百円 数 料

3 三級の技能検定 (受検者が在校生でない場合)

全 電子機器組立て とび 見芸装飾 造園 金属熱処理 職 左官の装仕上げ施工は機械加工の建築板金 塗装 フラワー装飾工場板金 仕上げ 種 機械保 手 万五千七百円 数 料

4 単一等級の技能検定

路面標示施工 職 産業洗浄 種 手 万五千七百円 数 料

Щ

九

問題の公表

П

いて公表する。ただし、 合格者の発表等 一部の職種については、公表しない。

実技試験の問題は、平成十九年六月四日 (月曜日) に山口県職業能力開発協会にお

板に掲示する。 平成十九年八月二十八日 (火曜日)、その他の技能検定にあっては同年十月十日 |水曜日) とし、 合格者の発表は、三級の技能検定 (金属熱処理に係るものを除く。) にあっては 合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示

点の開示を受けようとする受検者は、 旨を知事に申し出ること。 試験の得点の開示は、 山口県商工労働部労働政策課において行うので、 合格者の発表日以後、 受検票を提示してその 試験の得

その他

受検案内、 受検申請書等の請求は、 山口県職業能力開発協会、 市役所、

> 便で請求する場合は、 はったあて先明記の返信用封筒を同封の上、 公共職業安定所、高等産業技術学校又は職業能力開発促進センター にすること。 二一八六四六)にすること。 技能検定試験についての問合せは、 封筒の表に「技能検定試験」と朱書し、百四十円分の切手を 山口県職業能力開発協会 (電話○八三−九| 山口県職業能力開発協会にすること。

(一〇〇) 平成十九年度随時実施三級、 基礎一級及び基礎二級技能検定試験の実施

験を次のとおり実施します。 条第一項の規定により、平成十九年度随時実施三級、 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。 基礎一級及び基礎二級技能検定試 以下「法」という。)第四十四

平成十九年三月二日

山口県知事 = 井 関 成

随時実施三級、 基礎 一級及び基礎二級技能検定の実施職種及び試験の方法

実施職種

ポイント施工、 クリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、 築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、 チック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建 布はく縫製、 染色、ニット製品製造、 電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工: めっき、アルミニウム陽極酸化処理、 さく井、鋳造、 家具製作、 表装、 鍛造、 塗装及び工業包装 機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、 婦人子供服製造、 建具製作、印刷、 仕上げ、機械検査、 紳士服製造、 製本、プラスチック成形、強化プラス 配管、型枠施工、鉄筋施工、コン 熱絶縁施工、サッシ施工、ウェル 寝具製作、 ダイカスト、 帆布製品製造 機械保全 工場板金

試験の方法

試験の期日

に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

山口県職業能力開発協会が指定する日

試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

Ξ

四 受検資格

随時実施三級の技能検定

町役場、

受検しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級技能検定に合格した者である

1

Щ

七

五  $(\Box)$ 受検申請書の受付 号)第六十四条の五に規定する者であること。 基礎一級及び基礎二級の技能検定 法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四

機械検査

婦人子供服製造

職

六 随時受け付ける。

受検申請書の提出先

山口市中央四丁目三番六号 (郵便番号七五三-〇〇七四)

山口県職業能力開発協会

随時実施三級の技能検定

受検申請書及び基礎一級又は基礎一 一級技能検定の合格証書の写し

 $(\Box)$ 基礎一級及び基礎二級の技能検定 受検申請書

受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。 学科試験にあっては、三千百円

これらの表の下欄に掲げる額 実技試験にあっては、次の1の表及び2の表の上欄に掲げる職種ごとにそれぞれ

随時実施三級の技能検定 (受検者が在校生である場合)

金曜日

2 随時実施三級の技能検定 (受検者が在校生でない場合) 並びに基礎一級及び基 一級の技能検定

平成19年3月2日

九 問題の通知 万五千七百円

実技試験の問題は、 山口県職業能力開発協会があらかじめ受検申請者あて通知す

合格者の発表等

合格者の発表日等については、

点の開示を受けようとする受検者は、 試験の得点の開示は、 山口県商工労働部労働政策課において行うので、 合格者の発表日以後、 受検票を提示してその 試験の得

試験当日に通知する。

旨を知事に申し出ること。

その他

は 定試験」と朱書し、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の 受検申請書の請求は、 山口県職業能力開発協会にすること。 封筒の表に「随時実施三級技能検定試験」 山口県職業能力開発協会にすること。 又は「基礎一級及び基礎二級技能検 郵便で請求する場合

職業能力開発協会 (電話〇八三-九二二-八六四六) にすること。 随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験についての問合せは、 山口県

(一〇一) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 土地

平成十九年三月二日

就任した役員

山口県知 事 = 井 関 成

種

手

数

料

万三千円

開発許可を受けた者の住所及び氏名 光市宮ノ下町 光市大字浅江一三三八番地の 株式会社コウケンプロダクツ

土地改良区の名称

氏

名

住

所

山口県知事山口県庁

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)